

食品等の自主回収の報告に関するQ & A

1 食品等の自主回収の報告制度の趣旨

Q 1-1 条例で自主回収の報告を義務づける理由は何ですか。

(A 1-1)

条例に基づき、食品等の自主回収の報告を義務づけ、行政が自主回収情報を的確に把握し、県民に対してその情報を適切に提供することで、自主回収されている食品を誤って県民が飲食することを防止することにつながるとともに、事業者における回収を促進することができると考えています。

Q 1-2 報告することで事業者にメリットはあるのですか。

(A 1-2)

事業者が報告した自主回収の情報を、県が報道機関に資料提供するとともにホームページに掲載し、広く公表することで、回収がよりスムーズに行われるようになります。

Q 1-3 自主回収するよう行政指導を受けた食品についても、報告義務はありますか。

(A 1-3)

県民の健康被害の発生を防止するための情報については、もれなく県民に情報提供する必要があると考えます。そのため、保健所による行政指導の有無に関わらず、自主回収を行う場合には、その情報を公表する必要がありますので、報告していただくことになります。

ただし、食品衛生法に基づく回収命令により回収を行う場合には、本制度の対象外です。

2 食品等の自主回収の報告制度の概要

(1) 食品関連事業者

Q 2-1 営業所は茨城県内にあるが、本社は県外にある場合も、茨城県に報告が必要ですか。

(A 2-1)

条例では、食品関連事業者の責務として、その事業活動を通じて食の安全・安心の確保を図ることを定めています。

このことから、県外に本社を置く事業者であっても、県内に事務所または事業所を有し、食品等を取り扱う事業者は報告義務が課されています。

Q 2-2 県内の事業所は、回収品の流通や回収に関わっていないのですが、この場合も報告が必要ですか。

(A 2-2)

県内の事務所または事業所が、回収品の流通や回収に関与していない場合は、報告の必要はありません。

Q 2-3 茨城県内には倉庫しかありませんが、報告は必要ですか。

(A 2-3)

県内に事務所のほか、製造所や倉庫などの事業所が所在するのであれば、その事業者は食品関連業者に該当しますので、食品等の自主回収に着手した場合には、報告が必要です。

なお、報告にあたっては、報告内容について事業者の本部（本社、営業本部等）と十分に調整を行い、県内に所在する事務所または事業所の管理者の責任において報告書を提出してください。

Q 2-4 県内に事務所・事業所がなくても、県内に食品等を流通させていれば、報告義務の対象とすべきではないですか。

(A 2-4)

県内に事務所または事業所を有しない事業者には、本条例のこう力は及ばないため、本制度を適用することは難しいと考えます。

Q 2-5 社告やホームページで回収情報を提供しているのだから、報告対象からはずすことはできませんか。

(A 2-5)

社告を新聞紙上に掲載したとしても、一過性の情報提供ですし、すべての全国紙に掲載されるとは限りません。

また、各事業者がインターネットのホームページにより情報提供していたとしても、県民は事業者ごとにホームページを確認しなければなりません。

こうしたことから、食品等による県民の健康被害の発生を防止するためには、県としても回収情報の提供に取り組むことが必要と考えますので、社告等の実施の有無に関わらず、事業者には報告をいただくこととしています。

Q 2-6 店内施設で製造した食品を、その店頭で販売しており、購入者の多くは近隣住民なのですが、こうした場合も報告が必要ですか。

(A 2-6)

購入者が近隣の居住者であれば、店頭告知により自主回収の情報を伝達することが可能とは思いますが、すべての購入者がその告知を見るところとは限りませんし、遠方の者が購入していた場合も否定できません。

そこで、食品等による県民の健康被害の発生を防止するためには、県民への情報提供に万全を期す必要がありますので、このような場合にも報告していただき、その情報を県民に公表することとしています。

(2) 報告が義務付けられる回収事由

Q 2-7 報告すべき自主回収に該当するかどうか判断できない場合は、どうすればよいですか。

(A 2-7)

報告すべきかどうか判断に迷うような場合に限らず、食品等の自主的な回収に着手しようとする場合には、まずは、保健所にご連絡いただくようお願いします。

Q 2-8 この報告制度は、県内に流通する食品等のすべてについて適用されるのですか。

(A 2-8)

原則として、報告義務があるのは、県内に事務所または事業所を有する食品等を取り扱う事業者になりますので、県内に事務所・事業所がない事業者には報告義務はありません。

Q 2-9 JAS法や農薬取締法の規定に違反する事実があると考えられることから自主回収を行う場合には、報告は必要ないのですか。

(A 2-9)

本制度は、健康被害の未然防止又は拡大防止を図ることを主たる目的として、「食品衛生法の規定に違反する食品等」の自主回収に着手した場合に報告を義務づけるものですので、食品衛生法以外の法令の規定に違反する事実があると考えられることから食品等の自主回収を行う場合には、本制度による報告の必要はありません。

Q 2-10 表示の基準に係る違反についても、例外なく、すべてを報告対象にすべきではないのですか。

(A 2-10)

本報告制度は、食品による健康被害の未然防止又は拡大防止を主たる目的としていますので、食品表示に係る違反については、健康への悪影響を及ぼすおそれのある、

- ① 期限の表示
- ② 特定原材料の表示
- ③ 保存方法の表示

に係る違反事実がある場合に限り報告対象としています。

このため、直ちに健康被害につながるおそれのない、例えば、製造所の所在地の表示の誤りなどについては、報告対象としていません。

Q 2-11 食品衛生法上、食品分類によっては、期限表示や保存方法の表示を省略できる場合がありますが、こうした省略可能な項目を省略せずに表示した際にその内容に誤りがあり、そのことを理由に自主回収を行う場合も、報告が必要ですか。

(A 2-11)

省略可能な項目を省略せずに表示した場合で、かつ、期限表示や保存方法の表示に誤りがあった場合、このことを理由に自主回収に着手したのであれば、本制度による報告が必要です。

Q 2-12 印字機の不具合等で、表示が正しく読み取れないことを理由に自主回収を行う場合も、報告が必要ですか。

(A 2-12)

食品表示が正しく読み取れない場合は、本来表示すべき事項が表示されていない状態と同じといえますので、期限の表示、特定原材料の表示及び保存方法に係る表示である場合には、本制度による報告が必要です。

Q 2-13 消費期限（賞味期限）として「10.08.01」と表示すべき商品に「10.80.01」と記載したことを理由に自主回収に着手した場合、報告は必要ですか。

(A 2-13)

このような表示は意味をなさないものであり、本来表示すべき事項が表示されていない状態と同じといえますので、本制度による報告が必要です。

Q 2-14 消費期限（賞味期限）として、本来表示すべき期限よりわずかに後の日付を記載したことを理由に自主回収に着手した場合、報告は必要ですか。

(A 2-14)

健康への悪影響を及ぼすおそれは少ないとは考えられますが、本来表示すべき事項が表示されていないことから、食品衛生法の規定に違反する事実があるものと考えられますので、本制度による報告が必要です。

Q 2-15 消費期限として「10.08.01 10:00」と表示すべき商品に、「10.08.01 16:00」と記載したことを理由に自主回収に着手した場合、報告は必要ですか。

(A 2-15)

食品衛生法で義務づけている消費期限の表示は年月日であることから、時刻に誤りがある場合は、食品衛生法に違反するものとはいえませんので、本制度による報告の必要はありません。

Q 2-16 本来表示すべき消費期限（賞味期限）よりも前の日付を記載したことを理由に自主回収に着手した場合、報告は必要ですか。

(A 2-16)

本来表示すべき期限よりも前の日付を記載することは、明らかに基準に合わない表示とはいえないので、本制度による報告の必要はありません。

Q 2-17 既に消費期限（賞味期限）を経過した商品を自主回収する場合、報告は必要ですか。

(A 2-17)

消費期限（賞味期限）を経過したからといって、直ちに県民が飲食する可能性がなくなるということはないため、県民に対して、自主回収情報を公表する必要があると考えます。そのため、本制度による報告が必要です。

Q 2-18 業務用の商品を自主回収する場合も報告が必要ですか。

(A 2-18)

業務用の食品であっても、スーパーマーケットやディスカウントショップ等では、個人消費者向けに販売されることもありますので、「業務用」であることだけを理由に報告義務の対象外とはなりません。

Q 2-19 自主回収する商品は非常に少ない量ですが、報告が必要ですか。

(A 2-19)

市場での流通量が少量であっても、県民が飲食した場合には、健康に悪影響が生じるおそれがありますので、県民に対して、自主回収情報を公表する必要があると考えます。そのため、本制度による報告が必要です。

Q 2-20 報告義務がない自主回収事例については、保健所に連絡をしなくてもいいということですか。

(A 2-20)

事業者では食品衛生法の規定に違反する事実はないと考えても、実際には、食品衛生法の規定に違反しているような場合も考えられます。

また、報告義務の対象でなくても、県として、食品衛生法に基づく指導や改善状況の確認をする必要がありますし、他の自治体や県民からの問い合わせも想定されます。

そこで、理由の如何を問わず、食品等の自主回収に着手しようとする場合には、保健所にご連絡いただくようお願いします。

3 報告者及び報告先

Q 3-1 県内に事務所・事業所が複数ある場合には、どこが報告すればいいですか。

(A 3-1)

複数の事務所・事業所がある場合は、事業者において対応する窓口を一本化し、窓口となる事務所等から報告してください。

Q 3-2 プライベートブランド商品の回収について、製造者の本社と販売者の本社の両方が県内にある場合には、どちらが報告すべきですか。

(A 3-2)

プライベートブランド商品を販売する事業者（自社ブランドとして販売する者）も報告義務の対象ですが、これは、製造者の報告義務を否定するものではありません。

プライベートブランド商品の自主回収については、製造者と販売者で相談の上、自主回収を主体となっていく事業者が報告してください。

Q 3-3 既に報告が義務付けられている自治体で報告しているのですが、茨城県にも報告が必要ですか。

(A 3-3)

条例では、食品関連事業者の責務として、その事業活動を通じて食の安全・安心の確保を図ることを定めています。

このことから、県内に食品等を流通させている事業者には、その食品等の安全性の確保について県民に対する責任があるものと考えます。

そこで、県内に事務所または事業所を有する食品等を取り扱う事業者には、他の自治体での報告の有無に関わらず、本県にも報告していただくこととしています。

Q 3-4 県内に本社があり、食品関連事業者に該当するので茨城県に報告しましたが、製造施設が他県にある場合は、その県の保健所に相談や連絡をする必要はありますか。

(A 3-4)

自主回収を行う原因となった施設を所管する保健所が当該施設に対して指導等を行うことは、食品衛生法上、当然の役割ですので、製造施設を所管する都道府県市の保健所にも連絡し、その指示に従ってください。

4 自主回収着手報告

Q 4-1 保健所にはいつの時点で相談・報告すればいいですか。

(A 4-1)

自主回収の着手報告をしていただくのは、実際に回収に着手した後ですが、報告すべき要件に該当するか否かなど、事前に確認させていただきたい点もありますので、自主回収を検討している場合は、できるだけ早く保健所にご連絡いただくようお願いします。

Q 4-2 着手報告の詳細な内容は、自主回収に着手してもなかなか提出することができません。全ての項目に記入しないと受理してもらえませんか。

(A 4-2)

報告書のすべての項目を記入の上、提出いただくことが望ましいですが、回収の対象となる食品等の「出荷（販売）年月日、出荷先（販売店）及びその数量」については、把握に相当程度時間がかかる場合もあるかと思いますので、その他の事項が記入されていれば、保健所は着手報告を受理することとしています。

この場合、回収の対象となる食品等の「出荷（販売）年月日、出荷先（販売店）及びその数量」については、確認次第、後日お知らせください。

Q 4-3 法人の場合、着手報告書の住所、氏名は、本社所在地と代表者氏名でなければなりませんか。

(A 4-3)

報告に対する責任を明確にするには、組織の代表者から報告していただくことが必要と考えますので、報告者が法人の場合には、名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください（代表者印は必要ありません）。

なお、報告の実務を担当する部署や担当者については、自主回収着手報告書の裏面の「担当者所属部署及び担当者氏名」欄に記入してください。

Q 4-4 着手報告書の「摂取し、又は使用することにより想定される健康への影響」とは、どのようなことを記入すればよいのですか。

(A 4-4)

「通常の食べ方であれば問題なし」、 「場合によっては下痢等の症状を起こすことがある」など、事業者による自主検査の結果等から把握できる範囲で記入してください。

Q 4-5 既に着手報告をしている製品の別ロット品について、同様の事由により自主回収を行う場合には、あらためて着手報告書を提出する必要はありますか。

(A 4-5)

既に受理した自主回収着手報告書に係る自主回収とは別の自主回収にあたると思いますので、別途、自主回収着手報告書を提出していただくことになります。

なお、この場合は、自主回収情報の公表においても、別の自主回収情報として扱います。

Q 4-6 自主回収に着手した日が閉庁日の場合はどのようにすればよいですか

(A 4-6)

自主回収着手報告書は、自主回収の着手後速やかに提出することとされていますので、閉庁日であっても、保健所に連絡し、提出してください。

Q 4-7 着手報告書の提出はファックスや電子メールではいけませんか。

(A 4-7)

着手報告書については、迅速に報告していただくため、持参のほか、ファックスや電子メール等でもご提出いただけます。

5 自主回収終了報告

Q 5-1 終了報告書は全て記入してから提出するのですか。

(A 5-1)

回収が終了した旨を県民に情報提供するため、すべての項目を記載して提出してください。

Q 5-2 回収品に表示されている消費期限または賞味期限をもって回収終了としてよいですか。

(A 5-2)

「回収終了年月日」とは、食品関連事業者が把握している納入先から回収して、所定の場所への保管を確認した時点をいいますので、一概に表示上の期限をもって回収終了と扱うことはできません。

Q 5-3 消費者の手元に回収品が残っている可能性がある場合には、回収終了とはできないということですか。

(A 5-3)

消費者の手元にどのくらいの回収対象品が残っているかどうかは、回収対象品の形態や期限のほか、回収の着手時期や事業者による周知の方法、頻度などに左右されますので、回収の終了については、こういった状況を総合的に勘案して、事業者が判断することになります。

なお、事業者の回収方法が適切でないことにより、速やかな回収が進まない場合には、県が回収方法の改善等を指導することとなります。

Q 5-4 終了報告書の提出は郵送やファックス、電子メールではいけませんか。

(A 5-4)

終了報告書は、持参のほか、ファックスや電子メールでもご提出いただけます。

6 公表

Q 6-1 「撮取し，又は使用することにより想定される健康への影響」は，事業者が報告した内容がそのまま公表されるのですか。

(A 6-1)

原則として，事業者からの報告内容をそのまま公表しますが，必要に応じて注釈を加えるなど，県民にとってよりわかりやすい表現で公表することもあります。

Q 6-2 県が公表するのだから，社告等による公表は必要ありませんか。

(A 6-2)

条例では，食品関連事業者の責務として，その取り扱う食品等に係る食の安全・安心の確保に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならないとしています。

このことから，事業者としても，積極的に社告やホームページ，店頭での告知に努めていただくようお願いします。

7 自主回収の着手報告の取下げ等

Q 7-1 報告後に条例に基づく報告義務の対象外であることが判明した場合は，どのようにすればよいですか。

(A 7-1)

まずは，自主回収着手報告書を提出した保健所にご連絡ください。事情や状況をお伺いした上で，報告義務の対象外であると判断できる場合は，報告の取下げをしていただくことになります。

Q 7-2 自主回収の報告をすれば，食品衛生法違反であっても行政処分を受けることはありませんか。

(A 7-2)

自主回収の報告をした場合であっても，必要な場合には行政処分の措置を講じることがあります。

Q 7-3 報告をしなかった場合の罰則はないのですか。

(A 7-3)

自主回収の行為自体が任意の行為ですので，仮に，こうした任意の行為の報告を義務づける制度において，報告しないことに罰則を科した場合には，事業者が自主回収に着手すること自体を躊躇することにつながるおそれもあることから，罰則は設けていません。